ＬＮＧ圧送・気化・熱調原価	ＬＮＧの気化圧送原価及びＬＮＧ熱量調整原価
ＬＮＧ圧送原価	ＬＮＧの圧送設備の建設・維持・管理に関する費用
ＬＮＧ気化原価	ＬＮＧの気化設備の建設・維持・管理に関する費用
ＬＮＧ熱調原価	ガスの熱量調整設備の建設・維持・管理に関する費用

に

改める。

別表第五中

ＬＮＧ気化圧送・熱調原価	ピーク最大流量比（ピーク月の１日（※１）又は時間最大（※２）のガス流量比）
ＬＮＧ気化圧送原価	
ＬＮＧ熱調原価	

を

ＬＮＧ圧送・気化・熱調原価	ピーク最大流量比（ピーク月の１日（※１）又は時間最大（※２）のガス流量比）
ＬＮＧ圧送原価	
ＬＮＧ気化原価	
ＬＮＧ熱調原価	

に

改め、別表第六中

ＬＮＧ気化圧送・熱調原価	１時間当たりの最大流量比
ＬＮＧ気化圧送原価	
ＬＮＧ熱調原価	

を

ＬＮＧ圧送・気化・熱調原価	１時間当たりの最大流量比
ＬＮＧ圧送原価	
ＬＮＧ気化原価	
ＬＮＧ熱調原価	

に

改める。

別表第七を別表第十とし、別表第六の次に次の二表を加える。

別表第７（第14条の２関係）

料金引下げ原資の減少機能別原価への配分方法

⑴　内容に応じ、機能別原価のいずれかに直課できるものは可能な限り当該機能別原価に直課する。

⑵　上記⑴以外のものについては、既に法第17条第１項の認可を受けた又は同条第４項の届出（第14条、第14条の２の規定による届出を除く。）を行った際における機能別原価（以下「直近改定時機能別原価」という。）の割合により、若しくは既に同条第７項の届出を行った際における変動機能別原価に直近改定時機能別原価を加えた額の割合により、各機能別原価に配分するものとする。

別表第８（第14条の２関係）

減少事業報酬額の減少機能別原価への配分方法

既に法第17条第１項の認可を受けた又は同条第４項の届出（第14条、第14条の２の規定による届出を除く。）を行った際における第10条第２項に掲げる機能別原価の項目とその合計額との比として算定した配分比により、各機能別原価に配分するものとする。

別表第９（第14条の２関係）

減少機能別原価の減少部門別原価への配分方法

⑴　別表第５に掲げる配分基準に基づき算定できるものは、当該配分基準の算定の諸元のうち、大口・卸供給部門、小口部門、託送供給部門のそれぞれについて求めたものとその合計値との比として算定した配分比により、部門別原価に配分する。

⑵　上記⑴以外のものについては、既に法第17条第１項の認可を受けた又は同条第４項の届出（第14条、第14条の２の規定による届出を除く。）を行った際における部門別原価の割合（別表第５に掲げる配分基準の算定の諸元のうち、大口・卸供給部門、小口部門、託送供給部門のそれぞれについて求めたものとその合計値との比として算定した配分比をいう。）により、部門別原価に配分するものとする。

様式第五第二表中

製造需要原価	ＬＮＧ工場	受入原価	
		貯蔵原価	
		気化圧送原価	
		熱調原価	
	小　　計		
	その他工場原価		
	計		

を

製造需要原価	ＬＮＧ工場	受入原価	
		貯蔵原価	
		圧送原価	
		気化原価	
		熱調原価	
	小　　計		
	その他工場原価		
	計		

に

改め、同様式第二表裡足を次のとおり改める。